

宗教法人承継証明願（電子申請）の注意事項

- 証明願の様式を使用し、証明願を作成してください。
 - ※ 証明願様式の証明文は参考例ですので、事前に御相談ください。また、書類作成の手戻りが発生しないよう、証明書の内容として十分かどうかを法務局にも確認していただくとうよろしいかと思ひます。
 - ※ 証明願の末尾に証明の旨を記載するので、余白を7cm程度設けてください。

- 必要な添付書類は以下のとおり。
 - 承継登記する不動産の登記事項証明書
 - 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - 理由書（証明を必要とする理由を記載したもの。任意様式）
 - その他知事が必要と認める書類をご提出いただく場合がございます。
 - 証明手数料は、証明願1通につき600円です。支払い案内メールに記載のURLにアクセスし、オンライン決済により納付ください。

- 留意事項
 - 県で証明するのは、旧宗教法人（宗教法人令）と、現宗教法人（宗教法人法）が同一のものであることについての証明であり、特定の財産や不動産が承継されていることを証明するものではありません。
 - 県知事の「承継証明書」がなくても、承継登記が可能な場合もありますので、申請前に管轄の法務局に御相談ください。
 - 通常、証明までには（手数料の納付を確認した後）2週間程度を要していますが、古文書などを調査する関係で、2週間以上の審査（調査）期間を要することもあります。